

盛岡市クリーンセンターの建設工事に係る損害賠償請求について

平成19年2月27日
財政部・環境部

1 クリーンセンターの建設工事について

本市のクリーンセンターの建設工事は、平成6年7月にごみ焼却施設のプラントメーカー5社 [REDACTED] の5社をいう。以下同じ。)による指名競争入札を実施し、その結果188億円(消費税抜き)で落札した当時の [REDACTED] との間で、同年8月に工事契約を締結したものである。

2 公正取引委員会の動き

公正取引委員会は、平成6年4月から平成10年9月までの期間(以下「審査対象期間」という。)において地方公共団体が発注したごみ焼却施設建設工事87件について、入札談合があったとの認識の基に平成11年8月、5社に対し排除勧告を行ったが、5社はその応諾を拒否したため、同年9月審判が開始されたものである。

審判は、計25回行われ、平成18年6月27日対象工事87件の過半について談合があったと認めることができるとした審決を行ったところである。

なお、本市のクリーンセンターの建設工事の入札は、この審査対象期間内に実施されたものである。

3 主な経緯

平成6年7月26日 5社による指名競争入札

日本鋼管㈱が18,800,000千円(税込19,364,000千円)で落札

設計額 19,591,000千円(税込3% 20,178,730千円)

請負率 落札額19,364,000千円／設計額20,178,730千円
=95.9624%

落札率 落札額19,364,000千円／予定価格19,573,368千円
=98.93%

工事代金支払い完了年月日 平成10年5月6日

平成11年8月13日 5社に対し公正取引委員会から排除勧告が出された。
(5社は応諾拒否)

9月8日 公正取引委員会の審判開始

平成16年3月29日 公正取引委員会の第一次審決(排除勧告案と同旨)
(5社は「再犯のおそれがないので審決無用」として異議申立)

平成18年3月28日 公正取引委員会の第二次審決
(再犯のおそれはあるとして一次案を維持)

6月27日 公正取引委員会の審判審決

審査対象期間における建設工事 87 件についての審判官の判断

- ・具体的な証拠により談合を推認した工事 30 件
- ・それ以外の工事（本市のクリーンセンター建設工事も含む。）
についても、証拠はないが過半の工事について談合があったと認めることができるとしている。

平成 18 年 7 月 27 日 審決取消を求め 5 社は東京高裁に提訴

9 月 14 日 住民監査請求

11 月 8 日 住民監査請求に対する監査結果の通知、勧告

- ・本件工事において本市が被った損害の補てんのため、損害賠償請求を行う等必要な措置を講ずること。
- ・措置期限：平成 19 年 2 月 28 日

4 市の対応

公正取引委員会の審判審決では、本市のクリーンセンターの建設工事の入札においては、具体的な証拠に基づき談合があったとの認定はしていないが、具体的な証拠に基づき談合があったとした他の事例と同じ 5 社による指名競争入札が行われていたことや、公正取引委員会の審判記録の内容等から総合的に検討した結果、本市のクリーンセンターの建設工事においても相当の蓋然性をもって入札談合が行われていたものと判断したところである。

以上のことから、市は、平成 19 年 2 月 23 日付で、
に対し市が被った損害の賠償を次のとおり請求したところである。

①損害賠償請求額 2,593,967,309 円

（内訳）損害賠償金 1,794,877,854 円

※ 算出方法：クリーンセンターの建設工事の落札率は、98.93 パーセントであったが、5 社以外の業者が受注した他の工事（審査対象期間内）の平均落札率は 89.76 パーセントであったことから、その差である 9.17 ポイントについて損害を受けたと認定し、その割合を予定価格に乗じて得た額とした。

利 息 799,089,455 円

※ 算出方法：工事代金の支払い完了の日から平成 19 年 3 月 30 日の納期限までの日数に応じ、年率 5 パーセントの割合で計算して得た額とした。

②請求先 所 在 地
名 称

5 参考(地方公共団体の損害賠償請求及び住民訴訟の動き)

(1) 地方公共団体による損害賠償請求の動き

平成18年6月27日の公正取引委員会の審判審決後、平成19年1月15日までの期間において名古屋市や海部地区環境事務組合（愛知県）など6地方公共団体が、それぞれ受注者に対し損害賠償請求を行っている。

なお、名古屋市など2地方公共団体では、業者が損害賠償請求に対し応じないことから提訴している状況である。

(2) 住民訴訟の動き

ごみ焼却施設建設に係る住民訴訟（工事請負業者が発注者に対し損害の賠償をするよう求めたもの）はこれまで13件提起されているが、一審段階では、現在のところ、公正取引委員会で違反行為があったとしている8件について原告（住民側）が勝訴し、2件が敗訴している。